

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

本市では、男女共同参画社会の形成を促進するため、「男女共同参画社会基本法^{*1}」（平成11年6月施行）に基づき、様々な取り組みを推進していますが、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下「女性活躍推進法」という。）が成立したことを契機に、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）の流れを一層加速させることが求められることとなりました。

そのためには女性の個性と能力を十分に発揮できる職業生活の環境整備とともに、個々のライフステージに応じた働き方の見直しを促すことが必要です。

このため、本市では女性にとって暮らしやすい社会の制度や仕組みをつくと同時に、女性も男性もともに活気ある社会、ひいては、あらゆる人にとって暮らしやすい社会をつくることを目指し、成田市女性活躍推進計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

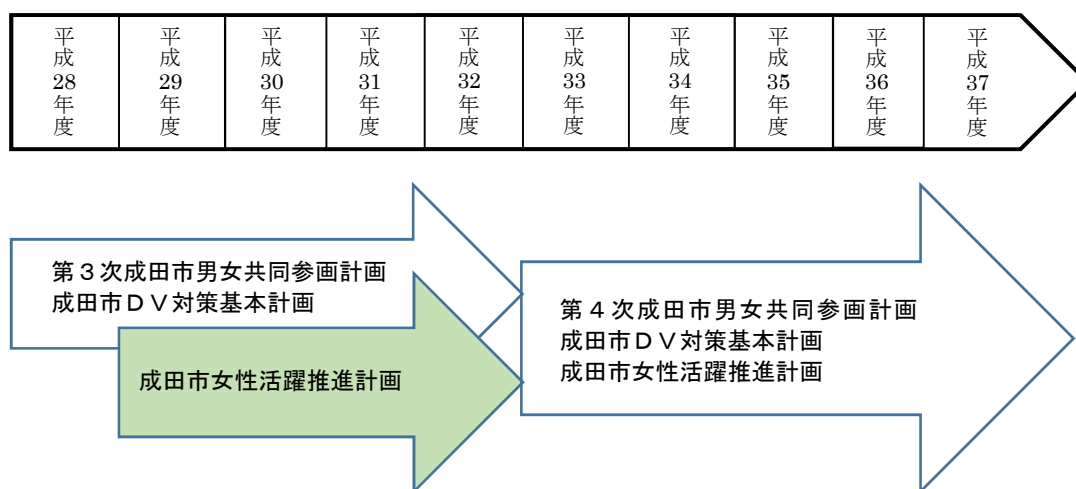
本計画は、女性活躍推進法*第6条第2項の規定に基づく市の推進計画であり、「第3次成田市男女共同参画計画 成田市DV対策基本計画」に包含される計画です。また、本市の総合計画「NARITAみらいプラン」の基本施策6-1-1「人権が尊重され男女が共に参画する社会をつくる」に位置づけられています。

3. 計画の期間

この計画は「第3次成田市男女共同参画計画 成田市DV対策基本計画」の一部に相当するものであることから、平成29年度を初年度とし、最終年度を平成32年度とする4年間とします。

また、4年後の計画見直しに際しては、「第3次成田市男女共同参画計画 成田市DV対策基本計画」との一体的な見直しも含めて検討を行います。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。



¹ 「*」は用語解説があります。(P29～)

4. 施策体系

